

認証審査

常陸大宮市農産物等地域ブランド認定制度・6次産業化推進協議会（有識者等で構成）において審査を行ったうえで認証品を決定します。

※審査基準の例は次のとおりですが、認証の適否は商品の特性等を勘案して総合的に判断します。

審査項目	審査基準の一例
(1)常陸大宮市らしさに関する基準	・地域の風土や歴史的背景等を有し、市のイメージアップに繋がる個性や特長があるか。 ・地域資源として、周辺住民のみならず市外に魅力を発信できる要素があるか。 など
(2)品質・価格に関する基準	・品質・商品性が優れており、独自性があるか・品質に見合った価格が設定されているか。 など (例) 農林水産物の場合：出荷規格等により厳選されたものであるか。 食品の場合：味に優れているか。 工芸品の場合：伝統的な技術・技法を継承したもので、製造工程の主要部分が手工業的であり、伝統的に使用されてきた原材料を用いているか（民芸品は対象となりません）。
(3)信頼性・安全性に関する基準	・生産、製造、販売、加工等に関して、法令等が遵守されているか。 ・生産・製造過程等の情報を公開することが可能か。 ・商品に関する責任の所在が明確であり、品質に関する事故や第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確保できるか。 ・製造物責任に関するリスク対応保険（生産物賠償責任保険等）に加入しているか。 など
(4)市場性・将来性に関する基準	・一定の販売実績を有し、品質を保持し将来にわたって持続的、定期的に消費者に供給できるか。 ・事業者等に生産拡大や販売促進の意欲があるか。 など

認証決定までのスケジュール（予定）

認証審査は12月以降、決定発表は令和3年2月以降を予定しています。

審査（協議会）	12月以降
認証決定発表・認証書交付	2月以降

主な認証特典

- (1)特産品認証書の交付
- (2)認証品や販売促進物品等への認証マーク表示が可能
 - ※初回認証時に認証シールを1,000枚無償配付（30mm×30mm）
 - ※追加分は1,000枚につき500円での有償交付となります。
- (3)認証品の紹介パンフレットを作成し配布
- (4)市ホームページや広報紙等での情報発信

その他

- (1)申請手続きにかかる費用については、全て申請者の負担となります。
- (2)申請手続き・審査基準等の詳細については、市ホームページに掲載の「特産品認証要綱」、「特産品認証審査基準」をご確認ください。

申込・問 本庁 農林振興課生産流通G ☎52-1111 内線207

